

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月10日

【四半期会計期間】 第59期第1四半期(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

【会社名】 株式会社吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰 貴

【本店の所在の場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 グループ企画室長 松 尾 俊 幸

【最寄りの連絡場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 グループ企画室長 松 尾 俊 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第58期 第1四半期連結 累計期間	第59期 第1四半期連結 累計期間	第58期
会計期間		自 平成26年 3月1日 至 平成26年 5月31日	自 平成27年 3月1日 至 平成27年 5月31日	自 平成26年 3月1日 至 平成27年 2月28日
売上高	(百万円)	44,325	45,823	180,032
経常利益	(百万円)	944	597	3,993
四半期(当期)純利益	(百万円)	555	253	941
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	522	288	1,334
純資産額	(百万円)	43,414	58,609	58,938
総資産額	(百万円)	99,351	107,846	108,658
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	10.81	4.00	16.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	43.0	53.7	53.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第58期において、公募による自己株式の処分(10,900,000株)、第三者割当による自己株式の処分(1,045,100株)及び自己株式の消却(2,300,000株)を行っております。
- 5 第58期において、吉野家餐飲管理(上海)有限公司は重要性が増したため、新たに連結の範囲に含めております。また、吉野家餐飲管理(武漢)有限公司は平成26年11月4日、ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD. は平成26年11月11日の新規設立に伴い、それぞれ新たに連結の範囲に含めております。
- 6 第58期において、Sushi Kin Sdn. Bhd. は、新たに株式を取得したことから、持分法適用の関連会社に含めております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は平成27年4月10日開催の取締役会決議に基づき、連結子会社である株式会社どん（以下「どん」という。）との間で、どんの商品力とノウハウを最大限に発揮した高付加価値製品の開発により、マーケットにおける競争力、ブランド力を高め、間接業務の一元化や、店舗開発の共有、店舗に関わるハード面、店舗運営のソフト面、今後の海外展開についてシナジーを発揮し、それぞれの機能の最適化を目指すことを目的として、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

株式交換の概要は以下の通りであります。

（1）株式交換の内容

当社を株式交換完全親会社、どんを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）となります。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定であります。どんについては、平成27年5月19日開催の同社の定時株主総会において承認可決された本株式交換契約に基づき行う予定であります。

（2）株式交換の日（効力発生日）

平成27年9月1日

（3）株式交換の方法

株式交換日現在のどんの株主名簿に記録の株主に対し、当社は普通株式1,195,764株（予定）をどん株主に対して割当て交付いたしますが、交付する株式には、吉野家ホールディングスが発行する新株式を充てる予定です。

なお、交付する株式数は、どんが反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（4）株式交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	どん (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.040

（5）株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性を確保するため、両社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に依頼しました。当該第三者機関は、当社の株式価値については市場株価平均法による算定を行い、どんの株式価値については類似会社比較法に加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためのディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による算定を行いました。

当社及びどんは、上記の算定結果を参考に慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記（4）の交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成27年3月1日から平成27年5月31日)の連結業績は、連結売上高が458億23百万円(前年同期比3.4%増)、連結営業利益は3億63百万円(前年同期比58.9%減)、連結経常利益5億97百万円(前年同期比36.7%減)、連結四半期純利益2億53百万円(前年同期比54.5%減)となりました。当期につきましては、前期に引き続き食材価格の高止まり及び円安傾向が続き、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

当社グループの成長テーマである「リ・イノベーション」を実現していくため、当期のグループ経営課題は「TRY & TRY & TRY」を掲げ、長期的な成長への課題を解決し、新しい価値創造の提供を果たすべく、失敗を恐れずに積極的なチャレンジを行ってまいります。また、海外におきましては、前期にアジアヨシノインターナショナルを設立し、海外主要エリアにおける現地経営体制を確立いたしました。これにより、それぞれの地域で現地市場に最適化したスピーディーな経営判断・意思決定が可能となり、グローバル展開を加速してまいります。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

[吉野家]

売上高は、228億4百万円と、対前年同期比1.8%の減収となりました。

減収の主な要因は、前年度に牛丼の価格を変更したことによる客数影響と、惣菜事業を分割したことで店舗数が減少したこと等によりまます。吉野家の取組みとしては、4月からはスマートフォンを使った販売促進やお持ち帰り予約システムなども順次拡大しております。また、5月には「健康」を打ち出したメニューの第一弾として「ベジ丼」を発売いたしました。11種類の温野菜を気軽にお召し上がりいただける「ベジ丼」は健康や食生活の改善を考えているお客様のニーズにお応えした商品として、好評をいただいております。また、夜の時間帯においては新しい「ちょい呑み」の場をお客様に提供するため、ビルイン型の店舗、約360店舗にて「吉呑み」の展開を拡大いたしました。セグメント利益は、売上高の減少と、前期から継続している食材原価の高騰が続いていることにより、5億26百万円と、対前年同期比39.9%の減益となりました。同期間の店舗数は、5店舗を出店し、5店舗を閉鎖した結果、1,181店舗となりました。

[はなまる]

売上高は、54億89百万円と、対前年同期比8.6%の増収となりました。

増収の主な要因は、店舗数の増加と、4月からすべての天ぷらを「ヘルシー天ぷら」に切り替え、期間限定の「ヘルシー天ぷら定期券」キャンペーンが好調に推移したこと等によりまます。更に、引き続き健康を軸としたメニュー開発及び食物繊維類の浸透に取り組まました。出店に関しては、駅前や駅ナカなどへの新立地への出店や今後の出店余地の大きな北海道や関西・九州地域への出店も進めてまいります。セグメント利益は、増収等により、4億47百万円と、対前年同期比26.6%の増益となりました。同期間の店舗数は、9店舗を出店し、4店舗を閉鎖した結果、376店舗となりました。

[どん]

売上高は、63億15百万円と、対前年同期比6.7%の増収となりました。

増収の主な要因は、当期より「ステーキのどん」の既存店改装と共に順次スーパーの導入を開始したことや、「フォルクス」においては、前期に引き続き月に1度の「パンの日」を継続し、お客様に楽しんでいただける取組みを実施、「どん亭」では、食べ放題メニューのバリエーションアップを図ったこと等によりまます。セグメント利益は、前期から継続している食材原価の高騰が続いていること等により、1億41百万円と、対前年同期比28.3%の減益となりました。同期間の店舗数は、2店舗を出店した結果、186店舗となりました。

[京樽]

売上高は、63億89百万円と、対前年同期比2.7%の増収となりました。

増収の主な要因は、好評を頂いている“中巻セール”“本まぐる祭り”等を効果的に実施したことに加え、前期より注力している企業向けの売上高が堅調に増加していること等によります。セグメント利益は、増収により、1億69百万円と、対前年同期比27.8%の増益となりました。同期間の店舗数は、4店舗を出店し、3店舗を閉鎖した結果、330店舗となりました。

[海外]

売上高は、41億50百万円と、対前年同期比23.2%の増収となりました。

増収の主な要因は、米国での新商品等のキャンペーンが好調に推移したことや、台湾の既存店売上高が堅調に推移したこと等によります。セグメント利益は、増収により、72百万円と、対前年同期比38.1%の増益となりました。同期間の店舗数は、7店舗を出店し、13店舗を閉鎖した結果、629店舗となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ8億12百万円減少し、1,078億46百万円となりました。これは主として、原材料及び貯蔵品が53億39百万円、商品及び製品が16億74百万円増加したことと、現金及び預金が92億13百万円減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ4億82百万円減少し、492億36百万円となりました。これは主として、未払消費税等のその他流動負債が5億89百万円減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ3億29百万円減少し、586億9百万円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末と同様の53.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様にご中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記1の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、国や地域を越えた世界中の人々のために企業活動を行い、『For the People すべては人々のために』を経営理念としております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

また、当社グループは、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を中長期的な課題としております。

既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しております。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ります。こうした「革新」を「リ・イノベーション」と名付け、グループ全体の成長テーマとして取組んでまいります。

「リ・イノベーション」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。すでにグループ間での人事交流は活発化しており、グループ商品本部による仕入れの共通化や、海外各地域における現地経営体制の確立及び現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速してまいります。

また、「リ・イノベーション」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行ってまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、主に外食に関わる事業を展開しておりますが、当社グループの経営理念である『For the People すべては人々のために』には、企業活動を通じて国や地域を越えた世界中の人々のために貢献し、かけがえのない存在になりたいという強い思いが込められており、企業は社会の公器として永続的に事業価値を高め、社会の構成員として世の中に貢献し続けていくことが重要であると考えております。

それを具現化するための事業活動の指針となる6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を当社グループ各社の役員・従業員が行動指針として共有し実践していくことで、ステークホルダーの期待に応え、信頼される企業となるべく取り組んでまいります。

そのために、株主の皆様をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、毎月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、定期的に各種経営会議を開催し、必要に応じて委員会・プロジェクト等を随時開催する等、活発な議論や意見交換が行われております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、毎月1回開催されております。監査役は毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。また、当社は、監督機能と執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、各事業会社における意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については、グループ戦略会議、業務進捗報告会、コミットメント会議等において、審議・検討を行い、取締役会がこれを監督いたしております。

当社のリスク管理の体制として、グループリスク管理規程を定め、当社グループ各社の事業リスクについて、四半期単位でグループリスク委員会を通じて取締役会に報告がなされており、グループの全社的なリスクの把握と評価および管理を行っております。当社グループの主要な事業リスクである食の安全を確保する体制に関しては、事業会社に専門部署を設置し、衛生管理・品質管理についての指導を店舗及び工場で実施しているほか、外部検査機関による定期的な衛生点検を実施しております。

また、グループ各社の役員と従業員の行動規範の羅針盤として「グループ行動憲章」を定め、法令遵守と企業倫理の徹底を図っております。さらに規範違反に対する従業員からの内部通報窓口をグループ各社ならびに当社に設け、自浄作用を高めております。

このような経営体制において、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社および当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させるものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ. 株式の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ．本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書及び大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提出していただきます。
- ・当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ・取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- ・独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ・買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- ・本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

ハ．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成26年5月22日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

前記 および の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年7月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,940,500	63,940,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	63,940,500	63,940,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年3月1日～ 平成27年5月31日		63,940,500		10,265		11,139

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 597,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,335,000	633,350	
単元未満株式	普通株式 8,300		
発行済株式総数	63,940,500		
総株主の議決権		633,350	

【自己株式等】

平成27年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)吉野家ホールディングス	東京都北区赤羽南 1 - 20 - 1	597,200		597,200	0.93
計		597,200		597,200	0.93

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条第2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,087	17,873
受取手形及び売掛金	4,023	3,862
商品及び製品	2,319	3,993
仕掛品	11	27
原材料及び貯蔵品	2,810	8,149
その他	3,256	3,658
貸倒引当金	5	2
流動資産合計	39,503	37,563
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	25,405	26,092
その他（純額）	14,452	14,683
有形固定資産合計	39,857	40,775
無形固定資産		
のれん	1,242	1,211
その他	1,854	1,872
無形固定資産合計	3,096	3,084
投資その他の資産		
投資有価証券	4,668	4,786
差入保証金	15,062	15,131
繰延税金資産	856	894
その他	5,826	5,782
貸倒引当金	212	171
投資その他の資産合計	26,200	26,422
固定資産合計	69,155	70,282
資産合計	108,658	107,846

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,753	6,419
短期借入金	5,162	5,229
1年内返済予定の長期借入金	4,526	5,129
リース債務	728	719
未払法人税等	1,063	260
賞与引当金	1,429	1,932
役員賞与引当金	81	40
株主優待引当金	261	435
資産除去債務	48	40
その他	11,477	10,888
流動負債合計	31,533	31,096
固定負債		
社債	750	750
長期借入金	11,542	11,502
リース債務	1,532	1,661
退職給付に係る負債	694	665
資産除去債務	2,317	2,335
その他	1,348	1,226
固定負債合計	18,186	18,140
負債合計	49,719	49,236
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,139	11,130
利益剰余金	38,532	38,169
自己株式	733	733
株主資本合計	59,204	58,831
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	10
為替換算調整勘定	826	854
退職給付に係る調整累計額	49	31
その他の包括利益累計額合計	868	875
少数株主持分	602	654
純資産合計	58,938	58,609
負債純資産合計	108,658	107,846

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
売上高	44,325	45,823
売上原価	16,299	17,293
売上総利益	28,026	28,529
販売費及び一般管理費	27,140	28,166
営業利益	885	363
営業外収益		
受取利息	12	10
受取配当金	0	55
賃貸収入	89	88
持分法による投資利益	21	56
雑収入	131	173
営業外収益合計	255	384
営業外費用		
支払利息	80	68
賃貸費用	67	67
雑損失	48	14
営業外費用合計	197	151
経常利益	944	597
特別利益		
固定資産売却益	336	
特別利益合計	336	
特別損失		
減損損失	136	83
契約解約損	13	19
特別損失合計	150	103
税金等調整前四半期純利益	1,130	493
法人税、住民税及び事業税	568	347
法人税等調整額	6	146
法人税等合計	574	201
少数株主損益調整前四半期純利益	555	292
少数株主利益又は少数株主損失()	0	39
四半期純利益	555	253

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	555	292
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	3
為替換算調整勘定	32	10
退職給付に係る調整額		21
持分法適用会社に対する持分相当額		18
その他の包括利益合計	33	4
四半期包括利益	522	288
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	533	245
少数株主に係る四半期包括利益	10	42

【注記事項】

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が25百万円、繰延税金資産が9百万円減少するとともに、利益剰余金が16百万円増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

（企業結合に関する会計基準等の早期適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成28年3月1日に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、当第1四半期連結会計期間の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成29年2月期に解消が見込まれる一時差異については33.1%、平成30年2月期以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
減価償却費	1,184百万円	1,232百万円
のれんの償却額	65 "	55 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年3月1日至平成26年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	513	10	平成26年2月28日	平成26年5月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	633	10	平成27年2月28日	平成27年5月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	吉野家	はなまる	どん	京樽	海外	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	23,036	5,046	5,919	6,199	3,369	43,571	754	44,325		44,325
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	181	9	2	20		212	115	328	328	
計	23,218	5,055	5,921	6,219	3,369	43,784	870	44,654	328	44,325
セグメント利益	875	353	198	132	52	1,613	40	1,653	767	885

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社4社を含んでおりま
す。

2. セグメント利益の調整額 767百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 791百万円、セグ
メント間取引消去61百万円、及びのれんの償却額 37百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	吉野家	はなまる	どん	京樽	海外	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	22,619	5,468	6,315	6,360	4,150	44,915	907	45,823		45,823
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	184	20	0	28		234	94	328	328	
計	22,804	5,489	6,315	6,389	4,150	45,149	1,002	46,152	328	45,823
セグメント利益	526	447	141	169	72	1,358	31	1,326	963	363

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社6社を含んでおりま
す。

2. セグメント利益の調整額 963百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 990百万円、セグ
メント間取引消去64百万円、及びのれんの償却額 38百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	10.81円	4.00円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	555	253
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	555	253
普通株式の期中平均株式数(株)	51,394,600	63,339,700

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

<子会社の設立>

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、新たに当社100%出資による子会社を設立することを決議し、平成27年6月9日に設立しております。

1. 子会社設立の理由

当社は、中国国内における「吉野家」及び「はなまる」ブランドで展開するファストフードレストラン事業などを統括し、効率的な事業投資および資金管理を可能とする統括子会社(投資性公司)を設立し、現在、当社の子会社として中国における事業の管理機能を担っている株式会社吉野家インターナショナル及び吉野家餐飲管理(上海)有限公司の組織・機能の再編をいたします。

今後は、グループ中期経営計画の重要テーマである海外事業成長戦略、その主軸である中国での拡大成長戦略の推進体制構築・強化のためにセンター機能を強化するとともに、中国における事業展開を強力に推進してまいります。

2. 設立する子会社の概要

名称	吉野家(中国)投資有限公司
所在地	中華人民共和国 上海市
代表者の役職氏名	董事長 安井 昭裕
事業内容	中国国内におけるグループ会社の経営指導、投資・資金管理等
資本金	48百万米ドル
設立年月日	平成27年6月9日
出資比率	当社100%

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月8日

株式会社吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 野 満 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。